

平成 25 年度

**動物実験に関する自己点検・評価報告書**

**福島大学動物実験委員会**

**平成 27 年 2 月**

・ 規程及び体制等の整備状況

1 . 機関内規程

1) 評価結果 基本指針に適合する機関内規程が定められている。 機関内規程は定められているが、一部に改善すべき点がある。 機関内規程が定められていない。
2) 自己点検の対象とした資料 ・ 福島大学研究倫理規程 ・ 福島大学における動物実験等に関する指針 ・ 研究倫理委員会申し合わせ（平成 2 4 年 7 月 2 3 日付）
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） 平成 2 4 年度自己点検・評価を受けて、研究倫理委員会から独立した動物実験委員会の設置に向けた規程案の作成を進め、平成 2 6 年度より設置・運用することとした。なお、平成 2 5 年度中は旧規程での運用となるため、前年度に準じた評価とした。
4) 改善の方針、達成予定時期 動物実験規程の制定（平成 2 6 年 4 月 1 日）、 動物実験委員会の設置（平成 2 6 年 4 月 1 日）

2 . 動物実験委員会

1) 評価結果 基本指針に適合する動物実験委員会が置かれている。 動物実験委員会は置かれているが、一部に改善すべき点がある。 動物実験委員会は置かれていない。
2) 自己点検の対象とした資料 ・ 福島大学研究倫理規程 ・ 福島大学における動物実験等に関する指針 ・ 研究倫理委員会申し合わせ（平成 2 4 年 7 月 2 3 日付）
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） 平成 2 4 年度自己点検・評価を受けて、研究倫理委員会から独立した動物実験委員会の設置に向けた規程案の作成を進め、平成 2 6 年度より設置・運用することとした。なお、平成 2 5 年度中は旧規程での運用となるため、前年度に準じた評価とした。
4) 改善の方針、達成予定時期 動物実験委員会の設置（平成 2 6 年 4 月 1 日）

### 3. 動物実験の実施体制

(動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告の実施体制が定められているか?)

1) 評価結果 基本指針に適合し、動物実験の実施体制が定められている。 動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。 動物実験の実施体制が定められていない。
2) 自己点検の対象とした資料 ・ 福島大学研究倫理規程 ・ 福島大学における動物実験等に関する指針 ・ 研究倫理委員会申し合わせ (平成 24 年 7 月 23 日付)
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点があれば、明記する。) 立案、審査、承認、結果報告の実施体制は整っており、平成 26 年度からは独立した組織としての動物実験委員会を新たに設置することが決定しているが、平成 25 年度中は旧規程での運用となるため、前年度に準じた評価とした。
4) 改善の方針、達成予定時期 動物実験委員会の設置 (平成 26 年 4 月 1 日)。

### 4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

(遺伝子組換え動物実験、感染動物実験等の実施体制が定められているか?)

1) 評価結果 基本指針に適合し、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められている。 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められていない。 該当する動物実験は、行われていない。
2) 自己点検の対象とした資料 ・ 福島大学研究倫理規程 ・ 福島大学における動物実験等に関する指針 ・ 研究倫理委員会申し合わせ (平成 24 年 7 月 23 日付) ・ 福島大学遺伝子組換え実験安全管理規程 ・ 福島大学遺伝子組換え実験安全管理細則
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点があれば、明記する。) 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制は定められており、平成 26 年度からは独立した組織としての動物実験委員会を新たに設置すること決定しているが、平成 25 年度中は旧規程での運用となるため、前年度に準じた評価とした。
4) 改善の方針、達成予定時期 動物実験委員会の設置 (平成 26 年 4 月 1 日)。

平成 25 年度

5. 実験動物の飼養保管の体制

( 機関内における実験動物の飼養保管施設が把握され、各施設に実験動物管理者が置かれているか？ )

1) 評価結果 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・ 福島大学研究倫理規程 ・ 福島大学における動物実験等に関する指針 ・ 実験動物の使用数及び飼育保管状況報告書
3) 評価結果の判断理由 ( 改善すべき点や問題があれば、明記する。 ) 実験動物の飼養保管については適正に行われているが、一部関連規程等について改正する必要があったことから、平成 25 年度中に改正手続きを行い、平成 26 年度より適用させることとした。なお、平成 25 年度中は旧規程での運用となるため前年度に準じた評価とした。
4) 改善の方針、達成予定時期 動物実験規程の制定 ( 平成 26 年 4 月 1 日 )

6. その他 ( 動物実験の実施体制において、特記すべき取り組み及びその点検・評価結果 )

平成 26 年度より国立大学法人動物実験施設協議会へ入会予定。
---------------------------------

. 実施状況

1. 動物実験委員会

( 動物実験委員会は、機関内規程に定めた機能を果たしているか？ )

1) 評価結果 基本指針に適合し、適正に機能している。 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・ 福島大学研究倫理規程 ・ 福島大学における動物実験等に関する指針 ・ 研究倫理委員会申し合わせ ( 平成 24 年 7 月 23 日付 )

<ul style="list-style-type: none"><li>・研究倫理審査申請書（動物実験）</li><li>・動物実験等終了・中止報告書</li><li>・平成 25 年度議事要録及びメール審議記録</li></ul>
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） 機関内規程に定める機能を果たす委員会は設置してあるが、動物実験を専門に扱う独立した組織ではないため上記の判断とした。なお、平成 26 年度からは独立した組織としての動物実験委員会を設置することが決定している。
4) 改善の方針、達成予定時期 動物実験委員会の設置（平成 26 年 4 月 1 日）。

## 2. 動物実験の実施状況

（動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告が実施されているか？）

1) 評価結果 基本指針に適合し、適正に動物実験が実施されている。 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・福島大学研究倫理規程 ・福島大学における動物実験等に関する指針 ・研究倫理委員会申し合わせ（平成 24 年 7 月 23 日付） ・研究倫理審査申請書（動物実験） ・審査結果通知書 ・動物実験等終了・中止報告書 ・実験動物の使用数及び飼育保管状況報告書
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） 動物実験については適正に実施されているが、一部関連規程等について改正する必要があったことから、平成 25 年度中に改正手続きを行い、平成 26 年度より適用させることとした。なお、平成 25 年度中は旧規程での運用となるため前年度に準じた評価とした。
4) 改善の方針、達成予定時期 動物実験規程の制定（平成 26 年 4 月 1 日）。 動物実験委員会の設置（平成 26 年 4 月 1 日）。

## 3. 安全管理を要する動物実験の実施状況

（当該実験が安全に実施されているか？）

<p>1) 評価結果</p> <p>基本指針に適合し、当該実験が適正に実施されている。</p> <p>概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。</p> <p>多くの改善すべき問題がある。</p> <p>該当する動物実験は、行われていない。</p>
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 福島大学研究倫理規程</li><li>・ 福島大学における動物実験等に関する指針</li><li>・ 実験動物の使用数及び飼育保管状況</li><li>・ 福島大学遺伝子組換え実験安全管理規程</li><li>・ 福島大学遺伝子組換え実験安全管理細則</li><li>・ 第二種使用等拡散防止措置承認申請書（機関承認実験）</li><li>・ 福島大学共生システム理工学類研究実験棟動物飼育室（705 室）の使用に関する申し合わせ</li></ul>
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）</p> <p>安全管理を要する動物実験については適正に実施されているが、一部関連規程等について改正する必要があったことから、平成 25 年度中に改正手続きを行い、平成 26 年度より適用させることとした。なお、平成 25 年度中は旧規程での運用となるため前年度に準じた評価とした。</p>
<p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <p>動物実験規程の制定（平成 26 年 4 月 1 日）</p>

#### 4. 実験動物の飼養保管状況

（実験動物管理者の活動は適切か？ 飼養保管は飼養保管手順書等により適正に実施されているか？）

<p>1) 評価結果</p> <p>基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。</p> <p>概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。</p> <p>多くの改善すべき問題がある。</p>
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 福島大学研究倫理規程</li><li>・ 福島大学における動物実験等に関する指針</li><li>・ 実験動物の使用数及び飼育保管状況</li><li>・ 福島大学共生システム理工学類研究実験棟動物飼育室（705 室）の使用に関する申し合わせ</li></ul>
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）</p> <p>実験動物の飼育保管については実験動物管理者により適切に実施されているが、一部関連規程等について改正する必要があったことから、平成 25 年度中に改正手続きを行い、平成 26 年度</p>

より適用させることとした。なお、平成 25 年度中は旧規程での運用となるため前年度に準じた評価とした。
4) 改善の方針、達成予定時期 動物実験規程の制定 (平成 26 年 4 月 1 日)。

#### 5. 施設等の維持管理の状況

( 機関内の飼養保管施設は適正な維持管理が実施されているか? 修理等の必要な施設や設備に、改善計画は立てられているか?)

1) 評価結果 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に維持管理されている。 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・ 福島大学研究倫理規程 ・ 福島大学における動物実験等に関する指針 ・ 福島大学共生システム理工学類研究実験棟動物飼育室 (705 室) の使用に関する申し合わせ
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。) 飼養保管施設については適正な維持管理が実施されているが、一部関連規程等について改正する必要があったことから、平成 25 年度中に改正手続きを行い、平成 26 年度より適用させることとした。なお、平成 25 年度中は旧規程での運用となるため前年度に準じた評価とした。
4) 改善の方針、達成予定時期 動物実験規程の制定 (平成 26 年 4 月 1 日)。

#### 6. 教育訓練の実施状況

( 実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者等に対する教育訓練を実施しているか?)

1) 評価結果 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・ 福島大学研究倫理規程 ・ 福島大学における動物実験等に関する指針 ・ 研究倫理審査申請書 (動物実験) ・ 動物実験に関する教育訓練の実施について (開催通知)

<ul style="list-style-type: none"><li>・教育訓練テキスト集</li><li>・教育訓練実施状況一覧</li><li>・動物実験に関する教育訓練受講者名簿</li><li>・福島大学共生システム理工学類研究実験棟動物飼育室（705 室）の使用に関する申し合わせ</li></ul>
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） 動物実験実施者に対する教育訓練は必要に応じて都度実施しており、教育訓練実施状況及び受講者数についても情報公開を行っているが、従事者全員を対象とした定期的な教育訓練は行っていない。また、一部関連規程等について改正する必要があったことから、平成 25 年度中に改正手続きを行い、平成 26 年度より適用させることとした。
4) 改善の方針、達成予定時期 従事者全員を対象とした教育訓練について年一回程度の開催を検討する。

## 7. 自己点検・評価、情報公開

（基本指針への適合性に関する自己点検・評価、関連事項の情報公開を実施しているか？）

1) 評価結果 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・福島大学における動物実験等に関する指針 ・平成 24 年度動物実験に関する自己点検・評価報告書 ・福島大学「動物実験」ホームページ
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） 自己点検・評価報告書を含め、動物実験に関する事項については、本学ホームページで情報公開しているが、規程及び委員会組織について一部改正する必要があるため上記の判断とした。
4) 改善の方針、達成予定時期 動物実験委員会の設置。（平成 25 年度中）

## 8. その他

（動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項及びその結果）

--